

クリーニング店

メッキ加工業

写真関連

など

特定有害物質を扱っている事業者の皆様へ

# 提出、忘れていませんか？

## 特定有害物質の使用状況等記録票

特定有害物質の使用状況等記録票

事業所名: \_\_\_\_\_  
所在地: \_\_\_\_\_  
提出日: 年 月 日 (前提出日: 年 月 日)

記録項目	使用・取扱い状況	取扱い場所	取扱い担当者
(1) 特定有害物質使用事業者の取扱い状況の把握	口使あり 口使なし		
(2) 特定有害物質使用事業者の取扱い状況の把握	口使あり 口使なし		
(3) 事業所内の取扱い	口使あり 口使なし		
(4) 事業所の取扱い	口使あり 口使なし		
(5) 事業所の取扱い	口使あり 口使なし		
(6) 事業所の取扱い	口使あり 口使なし		
(7) 事業所の取扱い	口使あり 口使なし		
(8) 事業所の取扱い	口使あり 口使なし		
(9) 事業所の取扱い	口使あり 口使なし		
(10) 事業所の取扱い	口使あり 口使なし		
(11) 事業所の取扱い	口使あり 口使なし		

該当の事業者は、年に一度「特定有害物質の使用状況等記録票」の

作成・提出・保管が

条例により義務づけられています※

※ 横浜市生活環境の保全等に関する条例(地下水・土壌汚染関係) 条例第64条第1項(送付の義務)、規則第59条第2項(記録項目)に基づく



まずは「対象かどうか」ご確認ください

### ☑ 特定有害物質を使用している

例

ガソリンスタンド



ガソリン  
(ベンゼン)

クリーニング店



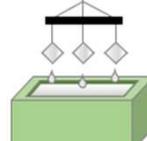
ドライ  
クリーニング  
溶剤  
(パークレン)

塗装業



塗料  
(四塩化  
炭素等)

メッキ業



めっき液  
(シアン・  
六価クロム)

写真業



写真現像液  
(シアン等)

金属・製造業



はんだ  
(鉛)

農業



農薬  
(有機リン等)

対象物質は、裏面の一覧表で必ずご確認ください。

### ☑ 1年間《記録票》を作成、提出していない

2つに該当する事業者は

《記録票》を作成・提出する必要があります。

記入例、参考様式は右の二次元コードからご確認ください。

クリックで開けます



「何をどう書けばいいのかわからない…」書類の作成が不安な方へ  
横浜市みどり環境局水・土壌環境課 土壌対策担当までお気軽にお問合せください。

TEL:045-671-2494 (月~金 AM8:45~PM5:15)

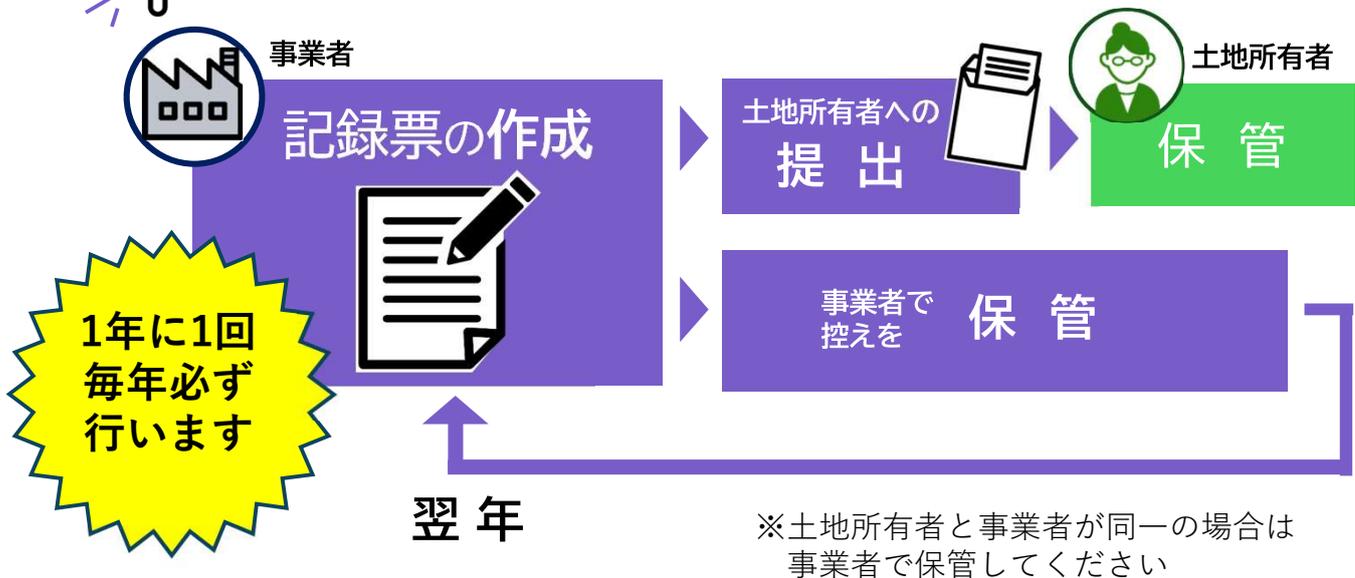


# 特定有害物質の一覧表

揮発性 有機化合物 (第1種特定有害物質)	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、 ジクロロメタン、ベンゼン、テトラクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン
重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン、チウラム、チオベンカルブ、 ポリ塩化ビフェニル(PCB)、有機りん化合物



## 作成、提出、保管の流れ



## 記録票は土壌調査時に重要な情報となります

将来の土壌調査の手続きがスムーズになります。

- 有害物質使用等事業所の廃止
- 土地の形質変更
- 特定施設の廃止

※土壌調査に特定有害物質の使用状況等の情報が必要になります

※土壌調査・報告の義務は土地の所有者に発生するため、事業者と土地所有者の間での記録票を使用して情報共有をお願いいたします。